千葉県ソフトボール協会規約

第１章　名称及び事務局

第１条　本会は、千葉県ソフトボール協会と称する。

第２条　本会は、事務局を会長の指定した場所に設置する。

第２章　目的及び事業

第３条　本会は、千葉県下におけるソフトボール競技の普及及び振興を図り、県民の体力を増進させ楽しいスポーツの実践と趣味をかん養することを目的とする。

第４条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

１．ソフトボール大会の主催及び後援
２．ソフトボールの競技規則の研究・指導
３．ソフトボールの普及・発展並びに技術向上に関する研究・指導
４．ソフトボール用具の研究・指導
５．ソフトボール施設の充実に関する事項
６．ソフトボールに関する機関紙及び刊行物の発行
７．その他本会において必要と認めた事項

第３章　組　　織

第５条　本会は本会に加盟したソフトボール団体（チーム）、及び統括組織体（郡市町村支部）、公認審判員、公式記録員、公認指導者（員）をもって組織する。

第４章　役　　員

第６条　本会は、次の役員をおく。

（１）会長１名、副会長若干名、理事長１名、副理事長若干名、常務理事若干名、理事若干名、事務局長１名、監事２名
（２）その他必要に応じて、名誉会長・顧問・参与をおくことができる。

第７条　会長・副会長は理事会で推挙して、評議員会にて選任する。会長は本会を代表して会務を統轄し、評議員会の議長となる。副会長は、会長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

第８条　理事は、評議員会において評議員の中から選任し、会長が委嘱する。会長が必要と認めたときは理事会の承認を経て、学識経験者の中から別に理事を委嘱することができる。

第９条　理事は、その互選によって理事長・副理事長及び常務理事を選出する。理事長は理事会を代表し、その議長となる。副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。常務理事は、常務を執行する。

第１０条　事務局長は、理事長の推薦により理事会に諮り、会長が委嘱する。

第１１条　監事は、評議員会で選任し、会長が委嘱する。監事は本会の財務を監査する。

第１２条　本会の評議員は、加盟団体（各専門委員会、各支部、各小・中・高体連、各チーム）から選出し、評議員会を組織する。評議員会は、本会の決議機関とする。

第１３条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。役員はその任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。役員の定年については、原則として、（公財）日本ソフトボール協会の内規に準ずる。

第１４条　本会には、名誉会長・顧問及び参与をおくことができる。ただし、任期は２年とし再任を妨げない。

（１）名誉会長は、理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。名誉会長は、本会の重要事項について、会長及び理事会に意見を述べることができる。
（２）顧問は、本会及びソフトボール界に功労のあった者から、理事会及び評議員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。顧問は、会長及び理事会の諮問に応じる。
（３）参与は、理事会及び評議員会で推薦し、会長が委嘱する。参与は、理事会の諮問に応じる。

第５章　会　　議

第１５条　本会におけるすべての会議は、当該役員の過半数の出席によって成立する。ただし、会議に出席できない役員は委任状をもって出席に代えることができる。

第１６条　本会の会議の議決は、出席者の過半数の同意を得て決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第１７条　評議員会は、会長が招集し、毎年１回以上開催する。理事会は、理事長が会長の承諾を得て招集し、必要に応じて開催する。

第６章　専門委員会

第１８条　本会の業務を円滑に推進するために、理事会の議を経て専門委員会をおく、専門委員会は、理事会の決議に基づき、所管事項の処理にあたる。

第１９条　専門委員会についての必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。また、特別委員会を必要に応じて設けることができる。

第７章　登　　録

第２０条　本会に加盟する団体・個人は、（公財）日本ソフトボール協会の規定に基づいて、本会に登録しなければならない。

登録チームの種別は次のとおり。

クラブ（男・女）、実業団（男・女）、教員（男）、大学（男・女）、高等学校（男・女）、中学校（男・女）、小学生（男・女）、エルダー（女）、レディース（女）、壮年（男）、実年（男）、シニア（男）、エルデスト（女）、ハイシニア（男）、一般男子（男）

第２１条　本会の登録は、（公財）日本ソフトボール協会の規定に準ずるものとし、本会が定める登録期間中に行わなければならない。

第２２条　登録されたチームに変更があった場合及び登録を取り消した場合は、直ちに本協会に届け出なければならない。登録されたチームの選手は、その年度内は、他のチームに登録することはできない。もし、選手が違反した場合は、その選手は当該年度内はすべての大会への出場権を喪失する。

第８章　会　　計

第２３条　本会の経費は、次の掲げるもので支弁する。

（１）負担金　（２）補助金　（３）寄付金　（４）事業収入　（５）登録料　（６）その他

第２４条　本会に加盟する団体・個人は、評議員会で定める登録料を期日までに納入しなければならない。

第２５条　本会の会計年度は、毎年１月１日に始まり１２月３１日に終わる。

第９章　事　務　局

第２６条　本会の事務を円滑に処理するため事務局を設置し、事務局長・事務局次長及び事務局員をおく。

第２７条　事務局の規定は、別に定める。

第１０章　補　　則

第２８条　この規約は、評議員会において出席者の２／３以上の同意を得て変更することができる。

第２９条　本会の運営を円滑にするために必要な内規及び細則等は、理事会において別に定める。

第３０条　本会に賛助会員制を設けることができる。

第３１条　本会は、千葉県支部として支部連合会（関東ソフトボール協会）及び（公財）日本ソフトボール協会の加盟団体となる。また、公益財団法人千葉県体育協会の加盟団体となる。

施　行　　昭和２５年４月１日より
昭和４８年４月１日一部改正
平成　元年４月１日一部改正
平成　９年４月１日一部改正
平成１８年４月１日一部改正
平成２６年４月１日一部改正